

企業の社会性と情報開示

— 統合報告書までの経緯と論点の整理 —

栗屋仁美

1. はじめに

資本主義社会システムにおける企業の経済的目的は利潤の最大化であるが、その手段とされた社会への配慮、即ち社会性もまた、ここ20年の間に目的化された。今や経済的目的と社会的目的の両目的の共存は、企業が市場経済で存続するための所与となっている。

企業の社会性の具体は改めて議論の場を持つとして、その体现の一つに、情報開示がある。情報開示の手法としては、法制度で定められている上場企業の有価証券報告書等に加え、21世紀に入ってから、CSR報告書もしくは環境報告書などが発行されてきた。これらは企業の社会的配慮の一環として企業が自主的に行ったものである。2021年現在、企業のホームページには財務情報に加え、ESGやSDGs項目、また他の評価項目による提示など、情報開示のフレームワークが多岐にわたる。KPMGの調査では、サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートと独立したサステナビリティレポートの2種類のレポートを発行している企業が報告企業の78%（171社）と増え、サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートのみを発行している企業（26社）は減少傾向にある¹⁾。このように昨今、企業は社会全体に多様な情報開示を求められ、組織内外より統治されているといっても過言ではない。

例えばトヨタ自動車は、アニュアルレポートとして、有価証券報告書や決算公告、コーポレートガバナンス報告書、米国SEC提出書類に加え、『サステナビリティデータブック』を開示している。特に『サステナビリ

ティデータブック』は「情報開示をタイムリーに実施するため、2020年度より随時更新²⁾するとのことである。またシャープは、『シャープサステナビリティレポート2020』において、サステナビリティ報告に関する国際的なガイドラインの3つ、GRIスタンダード、国連グローバル・コンパクト10原則、ISO26000を参照して作成している。加えて国連グローバル・コンパクト10原則、ISO26000の表にはSDGsとの対応も記載されている³⁾。

こうした社会性を表すフレームワークの多様さは、企業への情報開示行動の負担の大きさを示す。その解決策の一助として、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council、以下IIRC）のIIRCフレームワークとする統合報告書がある。CSR報告から統合報告書へと情報開示方法を移行する企業もある⁴⁾。そうはいえ、情報開示の内容や開示の対象者が異なれば、情報開示フレームワークも異なり、企業の考え方によっても情報開示手法は異なる。それも自由競争社会における企業の個性であり、戦略であるが、いずれにせよ、企業の情報開示の項目や量が多いことは事実である。

翻って情報の受信側である我々は、企業の発信する情報により企業の評価を行うが、評価項目が複雑化する中で、正しい判断は可能であろうか。判断の基準はどの評価軸であろうか。またこうした情報開示フレームワークの多さは、企業に対する社会性への期待、加えてその情報開示の要求を明示しているが、企業は多様なオーダーに応答できているのだろうか。情報発信の内容は、本質を本当に示したものなのか、それらは企業の経済的目的やそのための社会的責任に真に必要なことなのか、企業は情報開示すべしとする社会の側に正当性はあるのか。

以上の問題意識より、我々は時代の変化と企業の情報開示の意義について研究課題を見出した。その解明の一助として、本稿では先行研究より企業の情報開示の意義や、情報発信のフレームワークを確認する。そのうえ

で、情報発信の一元化を意図した統合報告書を検討し、若干の考察を加える。

2. 有形資産と無形資産の情報開示

企業の情報開示の対象はステークホルダー全般であるが、開示情報を読み込み企業の成長につなぐことができるステークホルダーの筆頭が株主・投資家である。

2014年に発表された伊藤レポート⁵⁾では、企業と投資家の「共創と対話」の重要性が述べられている。伊藤（2017）は、企業がこれまで株主・投資家を敵対視してきたことに着眼し、そうはいえ株主から資金を調達しリスクも意識して事業活動を行う株式会社は、投資家の資本コストを意識し、企業価値を持続的に向上させて投資家のニーズを満たす事は洋の東西を問わず資本主義の原理であると説く。もちろん投資家の過大な要求に迎合する必要はなく、他方で投資家側にも利益の質をチェックするといった責任ある投資が求められると記されている。また日本企業の競争力を高めるには、社外取締役などによる社外のチェック体制を整えることが必要と述べる⁶⁾。よって企業と株主による対話が解決策の一つであり、企業の情報発信・ディスクロージャーが急務である、とする⁷⁾。

もちろん、すでに我が国でも企業の情報開示は制度化されており、会社法、金融商品取引法、証券取引所の自主規制（決算短信）の3つが併存する。

会社法では、計算書類等の開示、具体的には貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告及び附属明細書などが求められる。このうち、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）と、その附属明細書が監査人の監査対象となる。会社法における開示制度は、企業の株主に対して直接企業の情報が開示される直接開示（会社法第437条）と、閲覧と公告・公開の間接開示（会社

法第442条)がある。

金融商品取引法では、第1条に「企業内容等の開示の制度を整備する」が述べられ、その目的は、「投資者の保護」をするために規制をし、その結果として「国民経済の健全な発展」を保つことにある。具体的には有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項）、内部統制報告書（金融商品取引法第24条の4の4）、四半期報告書（金融商品取引法第24条の4の7）、臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項）である⁸⁾。

証券取引所の扱う決算短信とは、「決算に関する有用な投資情報を、法定開示である有価証券報告書による開示に先立ち、その内容がまとまった時点で直ちに、市場、投資者に迅速に伝達するものとして、長年にわたりわが国における決算発表の中心的な開示資料として定着しているもの⁹⁾」である。

しかしながら、こうした既存の情報発信制度があるものの、伊藤レポートは、発信される内容が、企業価値の分析や判断には、不十分であるとする。なぜならば、会社法、金融商品取引法、証券取引所などの取り扱う情報が、財務・会計情報に偏っており、無形資産の表示が無いからである¹⁰⁾。米国証券取引法や英国会計基準委員会（ASB）、アメリカ公認会計士協会、国際会計基準審議会（IASB）においても、財務諸表に計上されない見えない資産（無形の資産）の必要性が問われている¹¹⁾。

CSR元年と呼ばれていた2003年頃より、企業はCSR報告書、環境報告書、サステナビリティ報告書などを発刊してきた。これらは財務情報よりも非財務情報の色が濃く、会社法、金融商品取引法、証券取引所等により義務化された報告内容とは別の意義がある。他方でその情報開示は、企業にとってはポリティカル・コストとの意味合いもある。これは、政治的に規制を受ける可能性が高い巨大企業ほど、規制回避の対応を採用する傾向にあるとする理論であり、ステークホルダーからの圧力の回避に役立つことよりCSR情報開示に積極的に対応するとの論である¹²⁾。企業の情報開示は、

社会的には必要であるが、企業にとっては負担であり、情報開示の背景には多様な思惑が含有されている。

伊藤レポートの言う「企業とステークホルダーの対話」としての情報開示のフレームワークは、過去に必要なに応じて適宜構築されており、結果的に複数存在することとなった。そうした百花繚乱の情報開示フレームワークを一元化しようと意図しているのがIIRCの統合報告書とされている。次節で企業の情報開示が必要とされてきた経緯と多様な手法について述べる。

3. 多様な情報開示フレームワーク

3.1 情報開示の経緯

企業に社会性が期待されるにつれ、企業の情報発信もその度合いを増し、あらゆる報告情報発信媒体や手法がある。そこで大西・梅田 (2018)¹³⁾は、企業の開示量が増大化することで、情報の受け手の理解が困難となる点を問題視し、IIRCが必要な項目や量に絞り、簡潔性や重要性、情報の結合性などの指導原則が求められている統合報告書について¹⁴⁾、他の情報発信フレームワークをレビューしつつ検討している。ここでは大西・梅田 (2018) の論稿を参考にしつつ多様な情報開示フレームワークについて確認する。

大西・梅田 (2018) はIIRCが2013年に国際統合報告フレームワークを公表したことを踏まえ、「統合報告にいたる3つの議論の流れ」を参考にしまとめている¹⁵⁾。3つの議論とは、①環境や経済社会の持続可能性の観点からの議論の流れ、②非財務情報の開示の観点からの議論の流れ、③企業価値を決定する要因の情報開示の観点からの議論の流れである。3つとも相互に関連しながら情報開示の仕組みが出来上がったわけであるが、本稿は企業の社会性の側面よりアプローチするため、特に①が関係してくる。

また大西・梅田は3つの議論を考察したのち、情報開示の意義として、

①環境などの持続可能性と、②知的資産のマネジメントなどの価値創造の2つの方向性を導出した。①環境などの持続可能性とは、1960年代以降、議論されてきた社会責任会計、環境会計、CSRやESG投資などである。②知的資産のマネジメントなどの価値創造とは、WICI (the World's Intellectual Capacity/Assets Initiative ; 以下 WICI)¹⁶⁾をはじめとする様々な取り組みがあると述べる。

3.2 企業の社会的責任

IIRC創設の源流は、1970年のローマクラブ「成長の限界」による環境破壊の警鐘にまで遡ることができる。1970代はアメリカでCSR議論が生じ、我が国でも同様に企業の環境汚染対策を中心とし議論された。その流れの中で自然環境悪化の解決のツールとして環境会計が展開された¹⁷⁾。

我が国では、1980年代後半のバブル経済とその崩壊を経て、企業の社会的責任、CSRが問われるようになる。近江商人の商道徳「三方よし」が日本におけるCSRマインドの源流と指摘されるように、CSRは規制ではなく¹⁸⁾、またその定義は多様である。よって、企業は、自らの価値観を反映させたCSR報告書もしくはサステナビリティ報告書¹⁹⁾を発行することになる。しかし指針が皆無だったわけではない。大西・梅田(2018)はCSR情報開示のフレームワークにはGRIとISO26000があるとする。

GRIとは、1997年に米国ボストンで、経済の持続可能性を高めることを目的として設立(現在の本部はオランダ)された非営利団体である。GRIは当該情報に関する報告のフレームワークを、トリプルボトムライン(経済価値、環境価値、社会価値)を意識して作成しており、改定が重ねられ、2018年7月からはモジュール化されたGRIスタンダードが適用されている。よって現在では「GRI」の文言は組織団体だけでなく、開示のフレームワークそのものを示して用いられることも多い。世界の大手企業の上位250社のうち、75%がGRIスタンダードを利用し、サステナビリティ報

告書、CSR報告書、ESGレポート等を発行している。またGRIのフレームワークは、Bloomberg、NASDAQ、Reutersなどの金融情報機関も、企業の環境、社会、ガバナンス（ESG）情報を分析するために使用している²⁰⁾。

林（2014）は、企業のCSR情報開示の水準の代理変数をGRIとした実証研究を行っている。その結果、海外売上高比率が高い企業ほどGRIガイドラインを適用したCSR開示を行う傾向があるとの仮説は支持されたが、外国人持ち株比率が高い企業ほどにGRIガイドラインを適用したCSR開示を行う傾向があるとの仮説は支持されなかったことから、株式取得ではなく取引関係などを通じたCSR情報開示圧力が日本企業に有意な影響を及ぼしていることなどを明らかにしている²¹⁾。

CSR情報開示のもう一つのフレームワークであるISO26000は、ISO（国際標準化機構）により発行された、営利企業のみでなく多様な組織を想定したガイドラインラインである²²⁾。同規格は2001年から検討がはじまり、2005年に規格作成がスタート、2010年末に成立した。ISO26000/SRは社会的責任の7原則として、説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重をあげている。また7つの中核課題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画及び課題があげられている。

GRIとISO26000は共通点も多いが、相違点は、報告書で開示する事項の表記の有無にある。ISO26000は前述したように原則主義であり、指標の選択などを企業側が柔軟に行う。他方でGRIは、非財務情報の報告が標準化されている²³⁾。

CSRと同時にしばしば提示される概念にCSV（Creating Shared Value：共通価値の創出）がある²⁴⁾。この概念を創ったPorter and Kramer（2011）は、CSVとは、社会と企業の両方に共通する価値の創造であり、

現代資本主義社会の緊急の問題を事業活動として取り組むべきものであるとする。またCSVの結果、新たなイノベーションの創出と社会効率の改善をもたらすと述べる²⁵⁾。CSVには情報開示項目等が設定されているわけではないが、自らの事業活動とCSVを結び付けて情報発信する企業もある。

また国連グローバル・コンパクト（UNGC）を用いている企業もある。UNGCは、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）でコフィー・アナン国際連合事務総長（当時）が提唱したイニシアチブである。2000年にニューヨークの国連本部で正式に発足、2004年に腐敗防止に関する原則が追加され、現在の形となっている。2015年7月時点では世界約160カ国で1万3000を超える団体（そのうち企業が約8,300）が署名している。UNGCは4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を定め、企業が影響の及ぶ範囲内で一連の本質的な価値観を容認し、支持し、実行に移すことを求めている²⁶⁾。

3.3 ESG投資とSDGs

企業の社会性への要望は、金融業界、すなわち資本の供出者からも提示されている。金融業界が、Environmental（環境配慮）・Social（社会性）・Governance（企業統治の徹底）の3方向より企業を評価し、それらに尽力している企業に投資をしようとする投資の意思決定基準であり、社会的責任投資（SRI；Socially Responsible Investment）の一つとしてESG投資²⁷⁾がある。ESGは2006年にコフィー・アナン国際連合事務総長（当時）が、国連責任投資原則として6つの投資原則をまとめ金融業界に対して提唱した。上場企業は株式市場で資本を集めるべく、ESGに配慮した情報発信を行っている。

SDGs（Sustainable Development Goals；SDGs）とは、2015年に国際連合により定められた2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として設定された17のゴール・169のターゲットのことである。

「Sustainable Development」とは、1987年に国際連合の「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「Our Common Future」において中心的な考え方として取り上げた概念「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」が発端である。その後、1992年ブラジルのリオデジャネイロで行われた「国連環境開発会議（地球サミット）」、2002年南アフリカのヨハネスブルグで行われた「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」を経て、2015年アメリカのニューヨークで行われた国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、すなわちSDGsが採択された。SDGsは我が国では外務省が旗を振り、企業や自治体など公私の区別なく取り組んでいる。これは上場、非上場関係ない。

企業は金融業界からの期待であるESG、そして世界や国からの要望であるSDGsの項目に、自らの経営行動を当てはめ、情報発信をしている。

以上のように、開示対象がステークホルダーごとに異なってきた事情から、今日、多様なフレームワークが存在することとなったのである。

4. 統合報告書による情報開示

4.1 統合報告書とは

国際統合報告評議会（IIRC）は、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織であり、「統合思考と統合報告の循環によって、効率的かつ生産的な資本の配分をもたらされ、それによって金融安定化と持続可能性につながる」ことを目的とした組織である。

IIRCの提起する統合報告書は、情報発信フレームワークの多様さによる混乱を解決に導く策の一つであるが、その主たる目的は、「財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明すること」である。すなわち株主・投資家が主対象である。加えて当該書は、

「従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益である。」とされている。

統合報告書には以下の8点の要素がある。

- ① 組織概要と外部環境：組織が何を行うか、組織はどのような環境において事業を営むのか。
- ② ガバナンス：組織のガバナンス構造は、どのように組織の短、中、長期の価値創造能力を支えるのか。
- ③ ビジネスモデル：組織のビジネスモデルは何か。
- ④ リスクと機会：組織の短、中、長期の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会は何か、また、組織はそれらに対しどのような取組を行っているか。
- ⑤ 戦略と資源配分：組織はどこを目指すのか、また、どのようにそこに辿り着くのか。
- ⑥ 実績：組織は当該期間における戦略目標をどの程度達成したか、また、資本への影響に関するアウトカムは何か。
- ⑦ 見通し：組織がその戦略を遂行するに当たり、どのような課題及び不確実性に直面する可能性が高いか、そして、結果として生ずるビジネスモデル及び将来の実績への潜在的な影響はどのようなものか。
- ⑧ 作成と表示の基礎：組織はどのように統合報告書に含む事象を決定するか、また、それらの事象はどのように定量化又は評価されるか。

統合報告書は、前述のように全てのステークホルダーにより活用され、情報開示と情報利用の二つの意味を持つとする。またIIRCは価値創造プロセスを提示しており、これに準じて自社の事業内容を開示することでビジネスモデル（要素の③）を社会に示すこととなる。よって統合報告の開示は、自社の戦略領域の露呈につながる恐れもあり、内容によっては企業も開示情報の精査が必要となろう²⁸⁾。

4.2 統合報告書のビジネスモデル

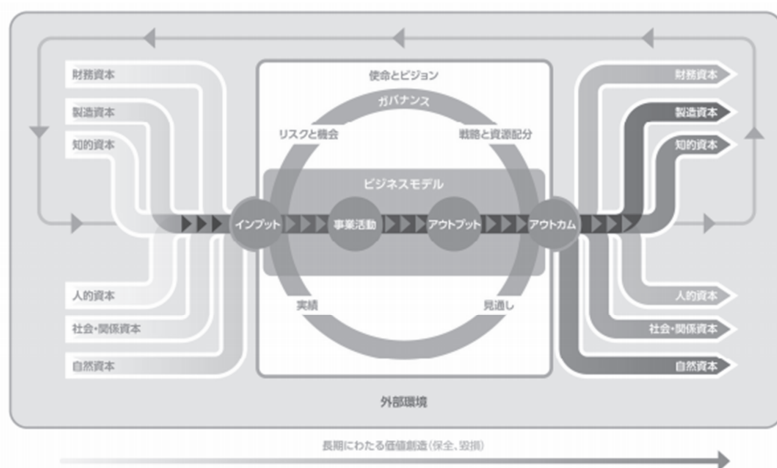
図1は、統合報告書のビジネスモデルとしての「価値創造プロセス」モデルである。IIRCの記述を基に同図を読み解いてみよう。

まず「外部環境」とは、経済状況、技術の変化、社会的課題、環境課題のことである。組織内の「使命とビジョン」は明瞭かつ簡潔な言葉によって組織の目的と意図を示すものであり、組織全体を包含する。ガバナンス責任者は、「組織の価値創造能力を支えるための適切な監督構造を構築する責任」を負う。

「ビジネスモデル」は組織の中核であり、「財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本」が企業に「インプット」され、事業活動を通じて、「アウトプット」（製品、サービス、副産物及び廃棄物）に変換される。「組織の事業活動とアウトプットの結果としてもたらされる資本の内部的及び外部的影響（正と負の両面）」が「アウトカム」である。こうした循環は「組織の長期的な継続性に影響を与える」。

組織の内部を見てみよう。「使命とビジョン」を踏まえつつ、「外部環境を継続的にモニタリング・分析することによって、組織、戦略及びビジネスモデルに関連する「リスクと機会」が特定される。組織の「戦略」は、「組織がどのようにリスクを軽減又は管理し、機会を最大化するかを表す。そして、それによって戦略目標及びこれを達成するための戦略が設定される」。これらは「資源配分」計画を通じて実行される。また組織は、「実績」に関する情報を必要とする。そのためには、意思決定を行う際の「情報」を提供するための測定基準及びモニタリング・システムの設定が必要となる。加えて、価値創造プロセスは動的であり、「個々の要素や要素間の相互作用を定期的にレビューし、組織の「見通し」に焦点を当てることは、全ての要素を改善させるための見直しや改善につながる。

図1 「価値創造プロセス」モデル



出所：IIRC (2013)²⁹⁾

4.3 統合報告書の課題

「価値創造プロセス」モデルとして抽象的に図示された統合報告書のビジネスモデルであるが、これを、経済学の生産関数 $Y = F(X)$ を用いて具体的に説明してみよう³⁰⁾。企業は、 X (生産資源) を用いて、社会に Y (財・サービス) を提供する。 F は企業内の経営行動である。 F において、 X と Y の合理性が検討され、その都度、あらゆる面での経営行動の選択が行われる。すなわち、 X が「財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本」であり、 Y が「アウトプット」である。 F が「リスクと機会」に応答しながら「戦略と資源配分」を行うことである。

また同モデルは、 $Y = F(X)$ では表されていない「アウトカム」や、 F を左右する「使命とビジョン」、そして「ガバナンス」といった組織内インフラの要素も含有されている。これらが統合報告書の示すビジネスモデルの特色であり、企業の経済性と社会性を包括的に網羅できる点とである。

また「価値創造プロセス」モデルは、大西・梅田（2018）の指摘する情報開示の2つの意義、①環境などの持続可能性と②知的資産のマネジメントなどの価値創造、これらを合わせて示すことができる。企業の経営行動の大目的は、社会と自社のサステナビリティであるが、同ビジネスモデルは発信側に事業とサステナビリティの関係性を意識付け、受信側は企業のストックとフローを俯瞰してチェックすることができる、といったメリットがある。

他方で統合報告書の課題は以下である。当該報告書の主たる対象は、財務資本の提供者であり、ROEをいかに向上させるかが最重要な関心事項となる。統合報告書は、有価証券報告書等の有形資産と、CSR報告書や環境報告書に記載されていた無形資産の情報を併せ持ったものであり、財務資本の提供者は有形・無形の情報より、企業の将来の収益を推測することは可能である。しかし財務資本を提供していないステークホルダーにとって、欲しい情報が充足されているか否かは課題である。

こうした内容の濃い統合報告書をまとめることは、企業にとっては容易ではないであろう。結果的に統合報告書に情報発信が一元化されなければ、企業の負担が増えることにもなる。IIRCの統合報告書は効率的な情報発信に寄与しているとはいえ、企業と社会との適切な対話の実現には、今後も模索が続くと推測される。

5. 総括

本稿は企業の社会性を表すフレームワークの多様さに疑問を持ち、企業の情報開示の意義や、情報発信のフレームワークを確認したうえで、現在多くの企業が採用しつつあるIIRCの統合報告書を検討した。本稿では具体的な開示項目の比較でなく、開示の意図や性格の確認のみであったが、IIRCの特色はビジネスモデルの提示にあることに注目した。戦略論では、付加価値による価値連鎖や、テクノロジーを駆使して価値をアウトプット

するオープンシステムなどがあるが、当該ビジネスモデルは網羅性に加えて入り口と出口のフローを含んでいる点で非常に興味深い。そうして生み出す「価値」の種類が多様であるがゆえに、数値で測ることのできる経済性とは異なる社会性の測定は難しい。向かうべき方向についてはSDGsなどで社会的な合意形成がなされ収斂されつつあるとはいえ、情報発信の一元化については課題があることを指摘した。

本稿は情報開示の実態をレビューしたのみであり、我々の研究の今後の課題としては、統合報告書と他のフレームワークとの相違や、現実と情報発信コンテンツとの関係性など、今後も継続して検討する必要がある。

注

- 1) KPMG (2020)
- 2) トヨタ自動車 (株) ホームページ
- 3) シャープ (株) ホームページ
- 4) 株式会社YUIDEA (2020)

本レポートは国内企業のCSRもしくは統合報告書について、発行形態と掲載内容を定量的に調査・集計されている。2019年8月末日時点でCSRもしくは統合報告書を発行していることがWEBサイトで確認でき、第三者がPDFを入手可能であった日本語版を対象としている。結果として、売上高1兆円以上の企業群では、66%がCSRと統合報告書の両媒体を発行、一方、売上高1兆円以下の企業群では、両媒体発行か統合のみの発行で、CSR報告書のみを発行する企業はなかった (p.6)。

- 5) 経済産業省が創設した「『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト」の最終報告書の通称。一橋大学教授 (当時) 伊藤邦雄氏を座長とし、2014年8月に公表されたもの。
- 6) 社外取締役については、わが国でも2021年3月の会社法の改正などで制度が整いつつある。
- 7) 伊藤 (2017) p.22
- 8) 有価証券報告書は、原則として事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣に提出する開示書類であり、事業年度ごとの会社の事業及び経理の状況等が記載される。提出が求められている。その対象は、①上場有価証券又はこれに準ずる有価証券の発行会社 ②募集又は売出に届出を要した有価証券の発

- 行会社 ③事業年度又は前4事業年度の末日における所有者数500名以上の有価証券の発行会社である。内部統制報告書は、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、上場会社等に提出が義務付けられている。四半期報告書とは、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間に、企業業績等に係る情報を記載して内閣総理大臣に提出する開示書類である。
- 9) 日本取引所グループホームページ
 - 10) 前掲 伊藤 (2017) p.28
 - 11) 大西・梅田 (2018) pp.8-9
 - 12) Watts, R.L. and J.L.Zimmerman (1978)
Gamerschlag, R, K.Moller and F.Verbeeten (2011)
 - 13) 前掲 大西・梅田 (2018)
 - 14) 前掲 大西・梅田 (2018) p.13
 - 15) 前掲 大西・梅田 (2018) は、加賀谷 (2012, pp.81-82) の分類を援用している。
 - 16) WICIは2007年に発足、日本では2008年にWICI Japanが設立された。同組織のホームページによると、「民間部門から事業会社、財務アナリスト、投資家、さらに官公庁や大学等の研究者が参加し構成されている。」とのこと。無形資産報告の枠組みを開発している。
 - 17) 前掲 大西・梅田 (2018) は勝山 (勝山, 2015, p.4) を引用している。
 - 18) 田中 (2017) は「ハードローとソフトロー」でCSR国際規格を整理している。
 - 19) CSRの報告書には、CSR報告書やサステナビリティ報告書がある。CSRが社会や企業のサステナビリティを大目的とすることによる。両者の関係については、また別稿で論じることとする。
 - 20) 一般財団法人 国際開発センター ホームページ
 - 21) 林 順一 (2014)
 - 22) ISO/SR国内委員会 (2011)
 - 23) 前掲 一般財団法人 国際開発センター ホームページ
 - 24) 栗屋 (2019) において、CSRとCSVは本質的に同一であることを述べている。
 - 25) Porter, M.E. and Kramer, M. R. (2011)
 - 26) 国連グローバル・コンパクト (UNGC) ジャパン ホームページ
 - 27) ESG投資には6つの原則がある。①投資分析と意志決定のプロセスにESGの課題を組み込むこと、②活動的な(株式)所有者になり、(株式の)所有方針と(株式の)所有慣習にESG問題を組み入れること、③投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めること、④資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行うこと、⑤本原則を実行する際の効果を高めるために、協働すること、⑥本原則の実行

- に関する活動状況や進捗状況に関して報告すること、である。
- 28) 前掲 大西・梅田 (2018) は4社の開示情報より、ビジネスモデルについては、「ライバルの目も意識してか、現状では様々なものとなっている。この点については、今後とも議論が積み重ねられることが期待される。」と述べる。
- 29) IIRC (2021)、日本語訳は『国際統合報告フレームワーク2013』を参考にした。
- 30) 栗屋 (2019) は多様性を用いた理論で この式を活用している。

引用文献

- Gamerschlag, R, K.Moller and F.Verbeeten (2011), “Determinants of Voluntary CSR Disclosure: Empirical Evidence from Germany”, *Review of Manegirial Science*, Vol.5, No.2-3, pp.233-262.
- Porter, M.E. and Kramer, M, R. (2011), “Creating Shared Value, How to reinvent capitalism –and unleash a wave of innovation and growth”, *Harvard Business Review*, Vol.89, pp.63-77 (編集部訳 (2011) 「経済的価値と社会的価値を同時実現する共通価値の戦略」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号 pp.8-31.)
- Watts, R.L. and J.L.Zimmerman (1978), Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards”, *The Accounting Review*, vol.53, No.1, pp.112-134
- ISO/SR国内委員会 (2011) 『日本語訳 ISO26000 : 2010 社会的責任に関する手引き』日本規格協会
- 栗屋仁美 (2019) 「環境ビジネスにみるCSVの障壁－「再生の経営」戦略から考える矛盾と解決策－」『日本マネジメント学会誌 経営教育研究』22 (2), pp.17-26 日本マネジメント学会
- 栗屋仁美 (2019) 「企業経営における多様性－多様化のコストと責任－」『経営哲学学会』16 (2), pp.65-77 経営哲学学会
- 伊藤邦夫 (2017) 「コーポレートガバナンス改革のPDCA－何を企図し、何が変わり、今後の課題は何なのか」『一橋ビジネスレビュー 2017WIN』 pp.8-31 東洋経済新報社
- 大西 淳也・梅田 宙 (2018) 「統合報告についての論点の整理」PRI Discussion Paper Series (No.18A-11), 財務省財務総合政策研究所総務研究部
- 加賀谷哲之 (2012) 「持続可能な企業価値創造のための非財務情報開示」『企業会計』Vol.64, No.6 中央経済社
- 勝山 進 (2015) 「統合報告の現状と課題」『商学集志』Vol.84, No.3/4 日本大

学商学部

- 田中信弘 (2017) 「ソフトローとしてのCSR国際規格の有効性に関する分析フレームワーク試論－CDPによるエンフォースメントとエンゲージメントの検討」『日本経営倫理学会誌』 No.24, p.99-109 日本経営倫理学会
- 林 順一 (2014) 「日本企業のCSR情報開示の決定要因分析についての一考察ーどのような属性の企業がGRIガイドラインを適用した開示を行っているかー」『日本経営倫理学会誌』 21 (0), pp.235-244, 日本経営倫理学会

引用資料

- IIRC (2021) *The International Integrated Reporting Framework*, January 2021
<https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2021/01/InternationalIntegratedReportingFramework.pdf>
- IIRC (2013) *The International Integrated Reporting Framework*, 訳『国際統合報告フレームワーク2013』
https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf
- KPMG 『日本におけるサステナビリティ報告2019』 (2020年5月11日)
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/05/sustainability-report-survey-2019.html>
- 一般財団法人 国際開発センター ホームページ
https://www.idcj.jp/sdgs/service/service_03/gri/
- 国連グローバル・コンパクト (UNGC) ジャパン ホームページ
<https://www.ungcjin.org/gc/index.html>
- シャープ (株) ホームページ
<https://corporate.jp.sharp/eco/report/guidelines/iso/>
- トヨタ自動車 (株) ホームページ
<https://global.toyota.jp/sustainability/report/sdb/>
- 日本取引所グループホームページ
<https://www.jpx.co.jp/equities/products/reits/summary/>
- (株) YUIDEA 「統合/CSR レポート2019年版 先進50社調査レポート」(2020.09)
<https://www.csr-communicate.com/report>

(Web情報はすべて、2021年4月2日アクセス)